



令和 7 年 12 月 3 日

内閣府政策統括官（防災担当）

「令和七年十月八日から同月十三日までの間の暴風雨による東京都八丈町及び青ヶ島村の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、別紙のとおり、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対する適用措置を指定する政令が11月28日（金）に閣議決定され、本日（12月3日（水））公布・施行されましたので、お知らせいたします。

※当該災害は、令和7年10月31日に「令和7年台風第22号、第23号の暴風雨による災害」として激甚災害の指定見込みを公表したものです。

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（復旧・復興担当）付 江口、糸

TEL : 03-5253-2111（代表、内線 51382・51383） 03-3593-2847（直通）

(別紙)

「令和七年十月八日から同月十三日までの間の暴風雨による東京都八丈町及び青ヶ島村の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

1. 激甚災害の指定

令和七年十月八日から同月十三日までの間の暴風雨による東京都八丈町及び青ヶ島村の区域に係る災害
(※令和7年台風第22号、第23号の暴風雨による災害)

2. 適用措置の指定

【局激】

【適用措置】	【対象地域】
<p>○公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(法第3条、第4条) 公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ (過去5か年の実績の平均では公共土木施設等は71%→84%に嵩上げ)</p> <p>○小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 (法第24条第1項、第3項、第4項) 国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入</p>	東京都 <small>はちじょうまち</small> 八丈町
<p>○中小企業信用保険法による災害関係保証の特例(法第12条) 事業の再建を図る中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げの特例措置を行う。</p>	東京都 <small>はちじょうまち</small> 八丈町 <small>あおがしまむら</small> 青ヶ島村

3. スケジュール

11月28日(金) 閣議決定

12月3日(水) 公布・施行

政令第三百九十九号

令和七年十月八日から同月十三日までの間の暴風雨による東京都八丈町及び青ヶ島村の区域に係る災

害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二
条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制
定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下
「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下
欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
令和七年十月八日から同月十三日までの間の暴風 雨による災害で、次に掲げる町村の区域に係るも	

の

イ 東京都八丈町

法第三条、第四条、第十二条並びに第二十四条第

一項、第三項及び第四項に規定する措置

ロ 東京都青ヶ島村

法第十二条に規定する措置

備考 上欄の暴風雨とは、令和七年台風第二十二号及び同年台風第二十三号によるものをいう。

(都道府県に係る特例)

第二条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚^{じん}災害に対処するため
の特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第
一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、
これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。



令和 8 年 3 月 13 日

内閣府政策統括官（防災担当）

「令和七年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、別紙のとおり、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対する適用措置を指定する政令が3月10日（火）に閣議決定され、本日（3月13日（金））公布・施行されましたので、お知らせいたします。

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（復旧・復興担当）付 江口、桑

TEL : 03-5253-2111（代表、内線 51401） 03-3593-2847（直通）

(別紙)

「令和七年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

1. 激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定 ※「◎」は指定済みの災害

激甚災害	対象区域	適用措置			
		法3条 法4条	法5条	法12条	法24条
令和2年7月7日から令和7年1月23日までの間の地滑り	愛媛県伊予市	○			○
令和3年8月14日から令和7年1月8日までの間の地滑り	佐賀県嬉野市	○			○
令和3年8月14日から令和7年7月4日までの間の地滑り	佐賀県杵島郡江北町	○			○
令和4年9月17日から令和7年4月14日までの間の地滑り	宮崎県東臼杵郡椎葉村	○			○
令和4年9月20日から令和7年3月13日までの間の地滑り	高知県吾川郡仁淀川町	○			○
令和7年4月17日及び同月18日の融雪	山形県西村山郡朝日町	○			○
令和7年9月30日及び10月1日の豪雨	北海道白老郡白老町	○			○
令和元年12月2日から令和7年1月31日までの間の地滑り	三重県度会郡度会町		○		○
令和5年4月11日から令和7年2月28日までの間の地滑り	徳島県美馬市		○		○
令和6年12月16日から令和7年5月15日までの間の地滑り	福井県大飯郡高浜町		○		○
令和7年7月9日から同月12日までの間の豪雨	長野県木曾郡南木曾町		○		○
	岐阜県加茂郡東白川村		○		○
令和7年7月13日から同月18日までの間の豪雨	山梨県南巨摩郡身延町		○		○
	高知県土佐郡大川村		○		○
	長崎県対馬市		○		○
令和7年10月8日から同月13日までの間の暴風雨	東京都八丈町	◎	○	◎	◎
	東京都青ヶ島村			◎	

2. 適用措置の概要

○ 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第3条、第4条）

公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常为国庫補助率を嵩上げ

（過去5か年の実績の平均では公共土木施設等は71%→84%に嵩上げ）

○ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）

農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常为国庫補助率を嵩上げ

（過去5か年の実績の平均では農地は86%→97%に嵩上げ）

○ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条）

事業の再建を図る中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げの特例措置を行う。

○ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条）

国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入

3. スケジュール

3月10日（火） 閣議決定

3月13日（金） 公布・施行

政令第三十号

令和七年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
令和二年七月七日から令和七年一月二十三日までの間の地滑りによる災害で、愛媛県伊予市の区域に係るもの	法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置

令和三年八月十四日から令和七年一月八日までの間の地滑りによる災害で、佐賀県嬉野市の区域に係るもの

令和三年八月十四日から令和七年七月四日までの間の地滑りによる災害で、佐賀県杵島郡江北町の区域に係るもの

令和四年九月十七日から令和七年四月十四日までの間の地滑りによる災害で、宮崎県東臼杵郡椎葉村の区域に係るもの

令和四年九月二十日から令和七年三月十三日までの間の地滑りによる災害で、高知県吾川郡仁淀川町の区域に係るもの

令和七年四月十七日及び同月十八日の融雪による

<p>災害で、山形県西村山郡朝日町の区域に係るもの 令和七年九月三十日及び十月一日の豪雨による災害で、北海道白老郡白老町の区域に係るもの</p>	
<p>令和元年十二月二日から令和七年一月三十一日までの間の地滑りによる災害で、三重県度会郡度会町の区域に係るもの</p>	<p>法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置</p>
<p>令和五年四月十一日から令和七年二月二十八日までの間の地滑りによる災害で、徳島県美馬市の区域に係るもの</p>	
<p>令和六年十二月十六日から令和七年五月十五日までの間の地滑りによる災害で、福井県大飯郡高浜町の区域に係るもの</p>	
<p>令和七年七月九日から同月十二日までの間の豪雨</p>	

<p>による災害で、長野県木曾郡南木曾町及び岐阜県加茂郡東白川村の区域に係るもの</p>	
<p>令和七年七月十三日から同月十八日までの間の豪雨による災害で、山梨県南巨摩郡身延町、高知県土佐郡大川村及び長崎県対馬市の区域に係るもの 令和七年十月八日から同月十三日までの間の暴風雨による災害で、次に掲げる町村の区域に係るもの の イ 東京都八丈町 ロ 東京都青ヶ島村</p>	<p>法第三条から第五条まで、第十二条及び第二十四条に規定する措置 法第十二条に規定する措置</p>
<p>備考 令和七年十月八日から同月十三日までの間の暴風雨による災害に係る暴風雨とは、令和七年台風第二十二号及び同年台風第二十三号によるものをいう。</p>	

(都道府県に係る特例)

第二条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚^{じん}災害に対処するため
の特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三條第
一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、
これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(関係政令の廃止)

2 令和七年十月八日から同月十三日までの間の暴風雨による東京都八丈町及び青ヶ島村の区域に係る災害
についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和七年政令第三百九十九
号）は、廃止する。



令和 8 年 5 月 29 日

内閣府政策統括官（防災担当）

「令和七年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」について

令和 7 年 10 月 8 日から同月 13 日までの間の暴風雨による激甚災害に適用している中小企業信用保険法の災害関係保証の特例期間を 1 年間延長する政令が、5 月 26 日（火）に閣議決定され、本日（5 月 29 日（金））公布・施行されました。

I 政令の概要

令和 7 年 10 月 8 日から同月 13 日までの間の暴風雨による激甚災害における、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 12 条）について、被災中小企業者等の復旧のための資金需要が引き続き見込まれることから、適用期間を 1 年間延長し、令和 9 年 6 月 2 日までとします。

○ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の概要

被災中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げを行います。

II 今後の予定

5 月 26 日（火） 閣議決定

5 月 29 日（金） 公布・施行

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（復旧・復興担当）付 江口、桑

TEL : 03-5253-2111（代表、内線 51401） 03-3593-2847（直通）

令和七年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○令和七年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和八年政令第三十号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（都道府県に係る特例）</p> <p>第二条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。</p> <p>（災害関係保証に係る期限の特例）</p> <p>第三条 第一条の激甚災害（令和七年十月八日から同月十三日までの間の暴風雨による災害で、東京都八丈町及び青ヶ島村の区域に係るものに限る。）についての法第十二条第一項の政令で定める日は、令第二十四条の規定にかかわらず、令和九年六月二日とする。</p>	<p>（都道府県に係る特例）</p> <p>第二条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。</p> <p>（新設）</p>

政令第百八十三号

令和七年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

令和七年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和八年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「昭和三十七年政令第四百三号」の下に「。以下「令」という。」を加え、「同令」を「令」に改める。

本則に次の一条を加える。

（災害関係保証に係る期限の特例）

第三条 第一条の激甚災害（令和七年十月八日から同月十三日までの間の暴風雨による災害で、東京都八丈町及び青ヶ島村の区域に係るものに限る。）についての法第十二条第一項の政令で定める日は、令第二十

四条の規定にかかわらず、令和九年六月二日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。